

# 令和3年度分 市民税・県民税申告書の手引き

平素は市税につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
令和3年度分の市民税・県民税の申告書について、この手引きを参考に作成し提出してください。

**税務署に所得税の確定申告書を提出する人は、この申告書を提出する必要はありません。**

## 申告書を提出する必要がある人

- 令和3年1月1日現在、尼崎市内に住所を有する人
- 尼崎市内に住所を有しないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人
- 給与所得者は、申告する必要はありませんが、次のような人は、申告しなければなりません。
  - 日給、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由で勤務先などから給与支払報告書（源泉徴収票）が本市に提出されていない人……令和2年1月1日から12月31日までの間に中途退職し、令和3年1月1日現在就職していない人も含まれます。
  - 主たる給与のほか、地代・家賃・配当・他の給与などの所得があった人  
(注意) 所得税では、通常主たる給与以外の給与収入と、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません。
  - 雑損控除、医療費控除などを受けようとする人
  - 給与所得者で、特定支出控除を受けようとする人

申告書を提出される人で令和2年1月1日から12月31日までの間に収入のなかった人は、申告書の裏面㉑令和2年中に収入のなかった方などの記載欄に必要事項を記入して提出してください。

### ㉑ 本人該当事項

- 寡婦・ひとり親控除……該当する場合は「本人欄」の数字に○印を付けてください。
  - ・寡婦控除……申告者本人が次の1、2のいずれかに該当する場合
    - 夫と死別又は離婚した後再婚又は事実婚していない方で、扶養親族等があり、所得金額が500万円以下
    - 夫と死別後再婚又は事実婚していない方で、所得金額が500万円以下
  - ・ひとり親控除……申告者本人が結婚又は事実婚していない方で、次の1、2のいずれにも該当する場合
    - 生計を一にする子を扶養している
    - 所得金額が500万円以下
- 障害者控除……障害者手帳の交付を受けている方は、該当する手帳の欄に○印、等級を記入、手帳交付年月日を記入してください。
- 勤労学生控除……学校・各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方は学校名を記入してください。☆在学証明書等
- 未成年控除……平成13年1月3日以降に生まれた方は○印を付けてください。

### ㉒ 所得の生じる場所

給与、アルバイト、日雇い等による所得がある場合、職業、勤務先名、勤務先の所在地を記入してください。

### ㉓ 事業専従者

専従者控除を受ける方は、専従者の氏名等、控除額、個人番号、合計控除額を記入してください。  
※専従者の個人番号が確認できる書類の添付は不要です。

### ㉔ 寄附金に関する事項

●寄附金控除……都道府県・市町村の自治体、兵庫県の共同募金会・日本赤十字社及び兵庫県内の認定特定非営利法人等に対して2千円を超える寄附をした場合は、該当欄に寄附額を記入してください。

### ㉕ 給与・公的年金等所得以外の納付方法

給与所得者で給与所得でも公的年金に係る所得でもない所得に係る税額の納付方法について、希望する番号に○印を付けてください。

### ㉖ 住所・氏名・個人番号等

枠内を記入してください。転居された方は1月1日の住所も記入してください。  
個人番号については、別紙「添付書類台紙」をご覧ください。

☆印は、提示又は添付書類台紙に貼り、提出が必要な書類

## 申告書表面

※郵送される場合は、源泉徴収等の必要書類を必ず同封してください。  
※第2表目の控除に交付印を希望される場合は、返信用封筒に住所・氏名等を記載し、切手貼ったものを同封してください。

（提出用）	〒	資料番号	尼崎市使用欄
	尼崎市交付印		控除 配偶者 扶養 養育 障害 本人 障害者 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 寡婦 ひとり親 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 生保(国) 6786 地保(国) 8586 住宅手当 9438 配当金 9138 株式所得 9238 整理番号
尼崎市長あて 令和3年度分 市民税・県民税申告書			
現住所 (又は事業所、事務所、宿所など)	フリガナ	個人番号	令和3年1月1日の住所 (左記に同じ)
氏名		生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
1 本人該当事項・配偶者・扶養控除等	電話番号		
本人欄	氏名	個人番号	障害の種類等
配偶者			身・精・療育等級 (年月)
扶養控除 (配偶者、16歳未満、16歳未満)			勤労学生 (学校名)
16歳未満 (16歳以上、1月2日以降に生まれた)			未成年 (16歳以上、1月2日以降に生まれた)
2 所得の生じる場所(会社名等)	本人の職業	勤務先(事業所)名	
3 事業専従者	氏名	生年月日	控除額
4 寄附金に関する事項	寄附先	寄附額	
5 給与・公的年金等所得以外の納付方法	1	2	
6 収入	公的年金等収入額	雑収入金額	所得金額 (㉒)
7 控除	必要経費	特別控除	控除金額 (㉓)
8 所得	所得金額	控除金額	課税所得金額 (㉔)
9 納付	納付金額	控除金額	納付済金額 (㉕)

## ㊦ 配偶者控除(配偶者特別控除)・扶養控除

- ※配偶者及び扶養親族の個人番号を確認して記入してください。番号が確認できる書類の添付は不要です。
- ※障害者がいる場合は、障害の種別に○印、等級、手帳交付年月日を記入してください。
- ※別居、同居は問いませんが、「居住形態」欄に○印を付けてください。事業専従者は除きます。
- ※別居の場合は申告書裏面の「㊦別居の配偶者・扶養親族等」欄へ住所等を記入してください。
- 配偶者控除・扶養控除……申告者本人と生計を一にする配偶者(申告者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は、控除なしの同一生計配偶者となります)や親族で、合計所得金額等が48万円以下の方が対象です。  
他の親族と重複して控除を申告することはできません。
- ※国外に在住の場合は国名を記入してください。☆親族関係が確認できる書類(外国の政府、地方公共団体が発行した戸籍謄本など)及び親族への送金が確認できる書類(外国送金依頼書など)
- 配偶者特別控除……申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、配偶者特別控除の対象となります。
- ※配偶者の収入及び所得金額を、「配偶者に係る収入及び所得金額欄」へ記入してください。

## ㊧ 収入・所得金額

- ☆それぞれの所得を明らかにできる、その他収支を確認できる書類
- 雑所得……公的年金等の収入額をこの欄に記入してください。業務又はその他の場合は、申告書裏面の「㊧雑所得(公的年金以外)に関する事項」欄へ記入し、それぞれ㊦の金額を「収入金額」欄へ、㊦の金額を「必要経費」欄へ転記してください。
- 給与所得……給与、アルバイト、日雇い等による収入額をこの欄に記入してください。勤務先等が一定しない方は、申告書裏面の「㊧勤務先等が一定しない方」欄へ記入し、㊦の金額を転記してください。
- 事業所得……営業等や農業による収入額がある場合に記入してください。申告書裏面の「㊧事業所得のある方」欄へ記入し、㊦の金額を「収入金額」欄へ、㊦の金額を「必要経費」欄へ転記してください。
- 不動産所得……地代・家賃・権利金等がある場合はこの欄に記入してください。
- 配当所得……株式の配当等がある場合はこの欄に記入してください。
- 総合譲渡所得……土地・家屋・株式以外の資産を売って得た所得がある場合はこの欄に記入してください。
- 一時所得……生命保険の満期返戻金等がある場合はこの欄に記入してください。

## ㊨ 所得から差し引かれる金額 **令和2年1月1日～12月31日までの支払が対象となります**

- 雑損控除……申告者本人や申告者と生計を一にする総所得金額等の合計が48万円以下の親族が所有する住宅・家財等の資産が災害、盗難等の被害を受けた場合はこの欄に記入してください。  
☆り災証明書、保険金の受取額がわかるもの、災害関連支出の領収書
- 医療費控除……申告者本人や申告者と生計を一にする親族のために支払った医療費が、10万円又は総所得金額の5%のいずれか少ない金額を超えた場合、または特定一般用医薬品等の購入額が12,000円を超え、一定の取組みを行っている場合はこの欄に記入してください。  
※医療費控除の明細書を作成し、提出してください。  
※支払金額、保険金等補填額、差引金額を記入してください。  
※セルフメディケーション税制を利用する場合は「区分」欄に1を記入し、セルフメディケーション税制の明細書を提出してください。  
☆健診又は予防接種を受けた等の一定の取組みを行ったことを明らかにする書類
- 社会保険料控除……申告者本人が支払ったり、勤務先から天引きされた健康保険料や厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料等がある場合はそれぞれの該当欄に記入してください。  
☆領収書、納入済額通知書等支払金額がわかる書類  
※申告者と生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から天引きされている介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、申告者の社会保険料控除の対象にはなりません。
- 小規模企業共済等掛金控除……小規模企業共済、企業型確定拠出年金のうち個人拠出分や心身障害者扶養共済の掛金の金額をこの欄に記入してください。  
☆支払金額がわかる領収書
- 生命保険料控除……申告者が支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の金額をそれぞれ記入してください。  
☆控除証明書  
・新制度適用契約……平成24年1月1日以後に締結・更新などした保険契約等  
・旧制度適用契約……平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
- 地震保険料控除……地震保険料及び旧長期損害保険料をそれぞれ記入してください。  
☆支払金額がわかる証明書  
地震保険料……居住用家屋、生活用動産を保険又は共済の目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合、この欄に記入してください。  
旧長期損害保険……平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合、この欄に記入してください。

## ㊩ 備考欄

- 上場株式等の配当所得等の申告について、所得税と異なる課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択する場合は、この欄に希望する課税方法を記入してください。ただし、納税通知書が送達されるまでに申告していただく必要があります。  
配当割額・株式譲渡所得割額……該当する場合、金額をこの欄に記入してください。





# 令和3年度分 個人市民税・県民税から適用される主な税制改正について

(令和3年1月現在の法令等に基づき作成しています。)

## 【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替】

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、所得の種類に関わらず適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

(注) 給与所得と年金所得の双方を有する人については、片方に係る控除のみが減額されます。

## 【給与所得控除の見直し】

給与所得控除額の一律10万円引き下げ

給与所得控除の上限額が適用される給与収入額を1,000万円から850万円に引き下げ

給与所得控除上限額を220万円から195万円に引き下げ

## 【公的年金等控除の見直し】

公的年金等控除額の一律10万円引き下げ

公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額の上限を195万5千円とする

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合是一律20万円を、2,000万円超の場合是一律30万円を現行の控除額から引き下げ

## 【基礎控除の見直し】

控除額を10万円引き上げ

前年の合計所得金額が2,400万円超の者はその前年の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除が適用できないものとする

(注) 前年の合計所得金額が2,500万円超の者は基礎控除が適用できなくなることに伴い、調整控除を適用しないこととされました。

## 【未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直し】

前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を個人市民税・県民税の非課税措置の対象とする  
婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下)を有し前年の合計所得金額が500万円以下の単身者(※)について「ひとり親控除」を適用し、総所得金額等から30万円を控除する

(注) 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載のある者は対象外となります。

また、寡婦・寡夫控除について次のとおり見直しがされました。

ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととする

住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載のある者は対象外とする

扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える

寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止する

(注) ひとり親以外の寡婦については引き続き寡婦控除26万円が適用されます。

お問合せ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 市民税課

電話 (06) 6489-6246 ~ 6248

FAX (06) 6489-6875